

ひょうごの福祉

認め合い ともにつながり 支え合う みんなでつくる ひょうごの福祉

P2 特集

生活困窮者の就労支援に向けた取り組み
～生活困窮者自立支援法施行から
1年半が経過して～

P6 「ストップ・ザ・無縁社会」広がれ! 全県キャンペーン

P7 あなたのまちの社協ナビ

新温泉町社協
住民が主役の支え合いの仕組みづくり
～意見交換会の開催を通して～

P8 みんなでつくるひょうごの福祉

“地域の自慢”を生かした
福祉の「地域おこし」
～「水仙の里」をキャッチフレーズに
課題に立ち向かう～
こころの病を持っていてもいなくても、
地域で共に生きる
～「ほっとスペースおり～ぶ」の取り組み～

P10 ひょうごの福祉NOW

P11 もっと知ろう! 障害者差別のないまちづくり

P12 インフォメーション

2016
12
No.790

12月は「障害者週間」(3～9日)と
「人権週間」(4～10日)があるよ!



この機関紙は赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

西宮市

関西学院大学 時計台



生活困窮者の 就労支援に向けた取り組み ～生活困窮者自立支援法施行から 1年半が経過して～



平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されてから1年半が経過した。この制度は、失業や疾病、障害などさまざまな事情によって経済的に困窮する方々に、総合的・包括的な支援を行うものとして大きな期待が寄せられている。

特集では、生活困窮者支援の重要な取り組みの一つである「就労」に向けた支援の実態から、制度の現状と課題について考える。

して、複合・多問題を抱えていることに加え、地域等から孤立し、自らが積極的にSOSを発することが容易ではないケースが多いことが、制度施行前に取り組まれたモデル事業等の実績から指摘されていた。

このため、自立支援制度では相談窓口を設け、相談者が訪れるのを待つだけでなく、相談機関が出向くこと(アウトリーチ)や、福祉関係以外の窓口等からも情報が届くよう連携する仕組みを構築することも求められている。

こういった状況もあり、国では人口10万人当たりの新規相談受付件数や自立支援計画(プラン)作成件数、就労支援対象者数の目安値を示し、各自治体での取り組みを促した。それによると、新規相談受付件数は全国平均で人口10万人当たり14.7件であるのをはじめ、プラン作成件数が3.6件、就労支援対象者数が1.8件と、3つの目安値をいずれも下回る結果となっている(表1)。

兵庫県内においても、これらの目安値を全て下回る結果となっており、制度当初の狙いの達成には厳しい結果が示されることとなった。

■表1 平成27年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計(4月～3月累計)

都道府県	実施主体	対象地区人口 (26.1.1)	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数	
			10万人当たり	10万人当たり	10万人当たり	10万人当たり		
兵庫県	兵庫県	2,607,950	4,363	13.9	589	1.9	398	1.3
	神戸市	1,553,789	2,183	11.7	426	2.3	191	1.0
	姫路市	543,991	589	9.0	266	4.1	153	2.3
	西宮市	482,506	342	5.9	47	0.8	41	0.7
	尼崎市	467,125	828	14.8	142	2.5	134	2.4
全国合計		128,438,348	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8

【目安値】 ①新規相談件数：対象地区人口10万人当たり20件/月
 ②プラン作成件数：対象地区人口10万人当たり10件/月
 ③就労支援対象者数：対象地区人口10万人当たり 6件/月

制度の抱える 課題への指摘

今年10月、厚生労働省は「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を立ち上げた。

この検討会は、生活困窮者自立支援法の施行後3年時点での制度見直しに向けて、同法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支

生活困窮者 自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援制度(以下、「自立支援制度」とは、支援の対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とし、経済的な事情から生活保護の受給となる前に支援を行い、自立を促そうとするものである。

これまでの支援策では、相談者の抱える課題が複合的であるがために、適切な支援を行うことができず、「制度の狭間」に陥ってしまうようなケースも見られた。

このため自立支援制度では、「自立相談支援事業」を中核として、さまざまな支援策が包括的に実施される仕組みとなっている(図1)。

現在は、福祉事務所を設置する自治体を実施主体となり、自立相談支援事業や住居確保給付金など実施が必須となっている事業に加え、それぞれの実情に応じて任意事業を実施する形で、支援の取り組みを進めている。

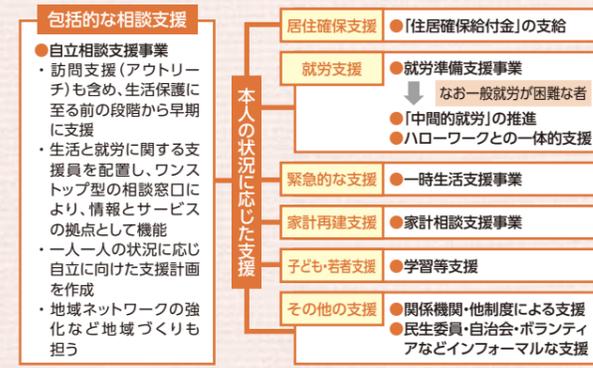
援の在り方等に関して検討し、論点整理を行うものである。

第1回検討会に示された資料では、厚生労働省は平成27年度の実績が「いずれも目安値を下回った原因について明確な分析を示していない。一方で「生活困窮と関連するさまざまな社会状況を概観すると、支援を要しつつも自立支援制度による支援にまだつながっていない人がいることが推察される」として、一定の課題整理を行った上で、更なる制度の推進を目指すことを示唆している。

検討会の委員からは、「制度施行により、既存制度では対応できなかったニーズに対応できるようになった」「施行後、相談者が多くなり、高齢者も含めた就労・社会参加ニーズや住まいの問題などが見えてきているのではないかなど制度の効果の評価する意見が聞かれる一方で、プランにならない理由の分析が必要ではないか」「自立相談支援機関間の連携を要するケースでは、都道府県が広域的に対応すべきではないかなど各自治体の取り組みだけでなく、制度全体として取り組むべき課題を指摘する意見も聞かれる。

また、自立支援制度では、経済的な困窮だけではなく、生活上の課題を抱える者やその世帯も支援の対象としている。これらの世帯では、さまざまな課題を複合的に抱えている傾向があり、包括的な相談支援を行うことによってこれらの課題の解決を一体的に図っていくことが期待されるからである。

■図1 生活困窮者自立支援制度



実施から1年の 施行状況

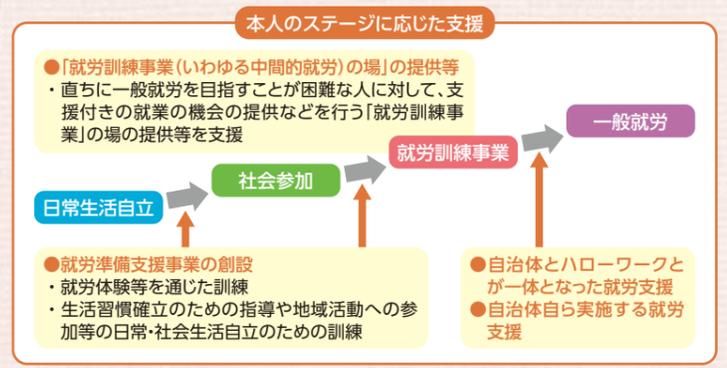
生活困窮者やその世帯の傾向と

また、「自立をどのように考えるか。就労したら自立したものとして支援を終結するのではなく、就労後の定着等については、地域・企業の間わりも含め継続的な支援が必要ではないかなど、相談支援機関だけでなく、社会全体での取り組みの必要性を問う意見もあった。

就労支援に求められるもの

自立支援制度では、就労支援について、相談者の状況に応じて段階的な支援を行うこととなっている(図2)。

■図2

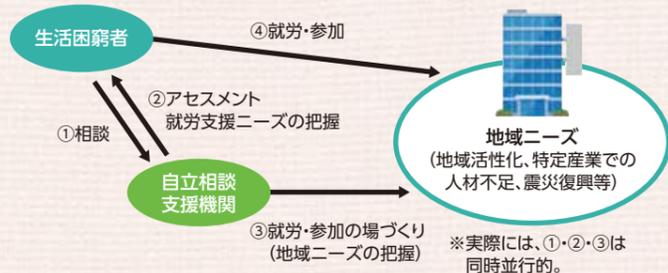




「こ」で重要となるのは、相談者の就労支援ニーズに応じたきめ細かい支援と同時に、地域ニーズを踏まえた就労・社会参加の場をつくり出していく地域づくりが「車の両輪」となって進められていくことが期待されている点にある(図3)。

生活困窮者が地域において「支えられる側」として固定的に捉えられないのではなく、就労や社会参加によって、地域の中で活躍できるような場をつくり出す地域づくりこそが、制度の大きな目標である。

■図3 事業実施のイメージ



就労に向けた支援の状況 就労訓練の事例から

就労に向けた支援の一つである「就労訓練事業」は、一般就労といわゆる福祉的就労の中間に位置するもので、訓練として就労を体験する段階(非雇用型)と、無料職業紹介など一般就労への活動を進めながら自立のための支援プランを組んで就労訓練を行う段階(雇用型)との2つの形態があり、都道府県等の認定を受けた事業所において就労訓練が行われる。

平成28年9月末で、全国で664の事業所が認定を受けており、社会福祉法人がその約半数を超える373カ所となっている。

兵庫県内では、6つの事業所がその認定を受けて取り組みを進めている。

事例 「企業組合伊丹市雇用福祉事業団」における取り組み

「企業組合伊丹市雇用福祉事業団」(以下、「事業団」)は、昭和56年の設立以降、常に生活保護受給者への就労支援や、ホームレスや引きこもりの

方への支援を継続して行ってきたが、生活困窮者自立支援法施行に伴って、就労訓練事業の認定を受けたことで、これまでの生活保護受給者に対する就労支援に加え、生活困窮者への支援にも取り組むこととなった。

これまでの取り組みの実績もあることから、地元の伊丹市や川西市から清掃や公園管理、樹木の剪定などの公共事業を多く受注しているほか、地元企業の協力を得て、販売や簡単な事務作業を訓練業務として設定している。

就労訓練事業は、一般就労に向けたトレーニングとして、公園や河川敷の清掃作業を就労体験として短時間行うことから始まる。この体験を踏まえ、本人と相談しながら、勤務時間はどのくらいか、清掃作業を訓練とするかといったことや、別の作業を経験するなどして選択肢を増やしていく。このように対象者の状況に応じて勤務日や勤務時間を随時変更できる仕組みとなっているところも就労訓練の特徴の一つである。

対象者は、作業内容や実習・訓練時間を試しながら、約3カ月間の訓練に取り組み、生活リズムを整え、徐々

就労や参加を通じて 活躍できる地域づくり 地域共生社会を目指して

就労に向けた支援と地域づくり

生活困窮者自立支援法が、経済的に困窮する方を支援の対象としていることもあって、就労による収入の確保とそれに伴う経済的な自立だけが制度の目標であるかのような誤解があるかもしれない。

しかし、この制度は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と併せて「生活困窮者支援を通じた地域づくり」もねらいとしていることに留意しなければならぬ。就労や社会参加によって、地域の中で活躍できるよう、そういった場をつくり出す地域づくりこそが求められている。

県内で就労訓練事業に取り組む事業所の一つである「企業組合はんしんワーカーズコープ」の馬場義竜代表理事は「訓練を実施し、一般就労に向けて就職活動を行うことが全てのゴールではない。訓練を通じて、今の状況から一歩前に踏み出した人をどのようにして受

け止め、社会参加へ導いていくのかを考えていく必要がある。そしてそのような考えが地域に広がってほしい」と語る。

しかし、就労訓練事業所の数は増加しているとはいえ、全国的にも十分とは言えず、県内でも不足している。

生活困窮者自立支援が目指すもの 地域共生社会の方向性

わが国では既に人口減少が進んでおり、地域を支える人の減少が、地域の存続をも危うくする要因となっている。地域で暮らす全ての人々がさまざまな形で社会に参加する機会を増やし、一人一人が本来持つ力を発揮できる環境を整えば、地域の力が活性化される。ある意味ではそのような「まちづくり」の視点から考えても生活困窮者支援に取り組むことが求められていると言えよう。

国では、「一億総活躍プラン」の実現に向けた方向性の一つとして、「地域共生社会の実現」をあげている。「地域共生社会」とは子ども高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め

に自分にあつた職業・職種など、継続して働く意欲を高めながら再就労に向けて進んでいくこととなる。

訓練期間中は、専任の就労支援員により、継続的な相談支援も受けられ、就労以外のさまざまな生活上の心配事への配慮も行われるようになっていく。

対象者の多くは、訓練を通じて就労意欲や生活力を高めながら、一般就労を目指すという。この際の給与の支払い方法にも、事業団での工夫が見られる。



スーパーマーケットでの就労訓練。商品を陳列する様子(右は支援員)

合うことができる社会であり、このためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要であるとしている。

生活困窮者自立支援法が目指すものは、まさにこの方向性と重なるものであり、その取り組みの重要性が今後ますます高まることが予想される。

厚生労働省が今年10月に設置した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」では、自立支援制度等における取り組みを踏まえ、その具体化を図ろうとするものであり、これからの地域社会や地域福祉の在り方を左右するものとして注目されている。

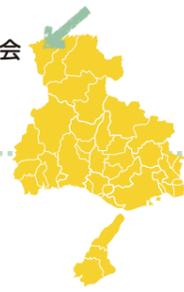
その点からも生活困窮者自立支援や就労支援の取り組みのさらなる充実強化に向け、全ての関係機関による奮起を期待したい。



共料金の滞納があるなど複数の課題もあるという。

こういった方には、給与を月給ではなく、日給や週給として支払うなどにより小まめな金銭管理ができるようにする一方で、滞納している家賃等を返済していく計画を立てる支援も実施しているという。

事業団の高木哲次代表理事は、「事業団では、今後も地元の関係機関・支援団体と連携しながら、就労につながる仕組みの充実を図っていく。さらには、このような仕組みが、全国で普及することを願っている。それは働く機会を失った方や社会参加を望んでいる方への理解が地域で進み、居場所づくりや地元で働き続けられることが地域の活力になることを期待できるからである」と話す。



住民が主役の支え合いの仕組みづくり ～意見交換会の開催を通して～

新温泉町社協では、第1次地域福祉推進計画(平成26～28年度)において、活動目標の一つに「住民が主役の地域福祉の推進と安心して生活できる地域づくりの支援」を掲げ、住民主体による地域福祉活動の推進を目指している。

社協の役職員全てが関わる意見交換会

新温泉町社協では、これまでいきいきサロンの立ち上げ・運営支援や、配食サービスによる定期的な見守りなどを通じて、小地域福祉活動を推進してきた。その活動を基盤に、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、平成26年度より集落での意見交換会(住民座談会)の開催を通して「支え合う地域の福祉力」をさらに高めることを目指している。

意見交換会は、対象を限定せず誰もが参加できるようにし、集落によっては20～30代男性の参加者もいる。また、個別の集落で開催が難しい場合は、複数の集落をあわせて開催するなどの工夫もしている。

社協からは毎回、地区担当や介護保険事業等の職員、事務局長の他、役員も必ず出席している。役職員全てが関わる目的は、地域住民の声を聞いて課題やニーズを把握し、社協の全ての活動や事業に生かしていくことにある。また、役員が関わることにより、実際の理事会等でも地域の実情を踏まえた協議が可能となっている。



意見交換会で
住民グループ
ワーク

地域ごとのニーズに合った 支え合いの仕組みづくり

意見交換会の主な内容は住民同士のグループワークで、①ここに住んで良かったこと、②生活する上での困り事、③解決方法、について模造紙や付箋を使い、協議している。買い物や通院の際の移動手段等の困り事が共通の課題として出され、解決方法として「支え合い」などを挙げる集落が多い。協議を継続する中で、ごみ出しや買い出しなどの役割を分担し、自分たちの生活を支えていこうという集落も出始めており、社協と一緒に検討を進めている。

岡本事務局長は、「住民が自分たちのこととしてやるという思いに寄り添い、その集落のニーズや課題に沿った支え合いの仕組みをつくっていききたい。まずは、地域における支え合いを意識してもらうために意見交換会を開催し、次につなげたい」と話す。意見交換会と併せて社協では、集落ごとの自治会役員や民生委員児童委員、福祉委員等が連携した支え合い組織の設置等も目指している。住民が主役の地域づくりのプロセスに、どう社協が寄り添い進めていくか、模索しながらの取り組みに今後注目していきたい。



作成した模造紙
は、地域の拠点
に貼り出します

取材を終えて

意見交換会では、集落の困り事だけではなく、ここに住んで良かったこと＝集落の強みがたくさん出されています。活動の担い手でもあり支え手でもある住民自身の、強みを生かした協議の場が、社協の支援によって展開されていく今後が楽しみです。

会長から 新温泉町社会福祉協議会 会長 倉内 晋

新温泉町は、県北西部に位置する県社協より一番遠い町です。合併後に初めて策定した地域福祉推進計画に基づき、3年前より集落に向き、「意見交換会」を実施しています。その際、社協職員だけでなく、それぞれの地域に応じて理事も参加し、地域の「生の声」を聴くようにして、その後の理事会等の協議に生かしています。「ささえあい いきいきと自分らしく暮らせる町づくり」を目標に、町民皆さまより「求められている社協とは何か？」を日々探りながら地域の支え合う力(福祉力)を高めていくための取り組みを進めてまいります。



「ストップ・ザ・無縁社会」
広がれ! 全県キャンペーン
<http://stop-muen.jp>

「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの最新情報や、支え合いのメッセージをお伝えします。

TOPICS

前号でご紹介したコミュニティカフェ開設応援事業(※)の報告を今号より随時ご紹介していきます

「第6回 宍粟市地域福祉のつどい」が開催されました!

宍粟市社協は、10月1日に開催された「第6回宍粟市地域福祉のつどい」のフォーラムを「コミュニティカフェ開設応援講座」に位置付け、地域で実践されているコミュニティカフェの事例報告の場を設けました。当日は、民生委員児童委員、福祉委員、自治会長、ボランティア、施設職員、一般市民の方など約230人が参加し、会場は熱気にあふれました。

フォーラムでは、集落活性化の拠点として、閉園した

幼稚園を改装し、地域のおばちゃん10人でレストランをオープンした「おふくろ工房波賀・のはら」や、空校舎を住民活動(月1回のふれあい食堂等)や宿泊棟として活性化委員会(自治会で結成)で運営している「たかのす東小学校(旧千種東小学校)」の事例を紹介。参加者からは「どの事例も素晴らしく参考になった」「報告を聞いて何か始めなくてはと思った」といった声が聞かれ、住民主体の新たな拠点づくりにつながるフォーラムとなりました。



「宍粟市社協第3次地域福祉推進計画」では、「だれもが気軽に集える居場所づくり」の推進を図っています

※住民同士の交流や支え合いの拠点となる「コミュニティカフェ」の開設を応援する助成事業



おふくろ工房



ふれあい食堂

「ふれあいの祭典 丹波ふれあいフェスティバル」でPR!

10月29～30日の2日間、丹波市の県立丹波の森公苑で「ふれあいの祭典 丹波ふれあいフェスティバル」が開催されました。今年は、「美り豊かな“丹波の森”から弾ける笑顔」をテーマに、多彩なステージイベントや県内各地のグルメが集まり、高齢者や親子連れの方など、たくさんの来場者がありました。

当日は、ひょうごボランティアプラザによる県内のボランティア活動のパネル展示や災害ボランティアパネルクイズに合わせて、「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンののぼりを掲げ、啓発グッズも配布。幅広い世代の方々に家族や地域のつながりの大切さを意識して

いただけるようPRを行いました。

全県キャンペーンでは引き続き、「支え合い社会」の実現に向けた広報・啓発活動を進めていきます。



今回は、洋裁、手芸、DIYなどの手仕事を通じて、こころの病をお持ちの方、「ちょっと疲れたな〜」という方などを対象に、誰もがほっとできる居場所づくりに取り組んでいる「ほっとスペースおり〜ぶ(以下、「おり〜ぶ」)」を紹介するよ!

地域で支え合い、
地域を元気にする
取り組みを紹介します。



南あわじ市といえば、山海の味と酪農などの大らかな土地柄。その中でも最南端に位置する灘地区では、特定非営利活動法人「灘水仙の里」が沼島を一望できる地の利を生かした、新しい地域づくりの取り組みを進めているよ。

みんなでつくる ひょうごの福祉

生活課題を解決する受け皿づくり 移動支援からのスタート

南あわじ市の灘地区は、沼島を一望できる市の最南端に位置する。急峻な山と海に囲まれ、市の中心部から車で40分以上かかる。高齢率は約45%。スーパーや病院が近所になく、乗合バスも朝夕を中心に6便のみである。

このような地域で特定非営利活動法人「灘水仙の里」は、平成26年に設立され、移動支援や困り事相談などの福祉活動を展開している。

代表の丸野さんは、この地域は、住民同士が助け合って暮らしてきたけど、地域から小学校がなくなり、人口も少なくなって高齢者ばかりの地域になってきた。自治会活動や公民館でのサロンも活発だが、住民の生活課題の解決には至っていないという。

小地域で法人を立ち上げた動機については、「買い物や通院などの課題やニーズはあるが、地域全体で課題共有するのは限界がある。ボランティアではなく法人格を取得することで、サービスを継続して提供す

地域に「こころ」を温める居場所を

「おり〜ぶ」は、三木市緑が丘町にある地域交流施設「みんなのひろばおおきなき」を活動拠点として、「子育てひろば」「絵本の修理」「小学生の放課後居場所づくり」などの活動を行うさまざまな団体とお互いにつながり合い、協力しながら地域の人々の輪を広げている。

創設者の小野さんが「おり〜ぶ」を立ち上げるきっかけとなったのは、お子さまが30歳前でこころの病気に罹ったことだった。そんなとき、東京で精神科ソーシャルワーカーとして、心を病む人たちの社会復帰の支援を続けている松浦幸子さんの活動を新聞記事で知り、東京での講演会に参加した。松浦さんは、こころの病を持つ人たちが地域で孤立して暮らさないように「ブッキングハウス」という食事作りを通じて交流するレストランを運営していた。そこで小野さんは自分の町にも同じような居場所をつくりたいと平成21年1月に「おり〜ぶ」を創設。現代代表の廣井

こころの病を持っていても いなくても、地域で共に生きる

～「ほっとスペースおり〜ぶ」の取り組み～



メンバーがカフェを営業。ゆったりした空間で、地域の子どもや大人と交流を深める



自分のペースで楽しみながらベストを作成

さんやスタッフの方々もこのように思いを引き継ぎ、さらに活動の輪を広げている。

ものづくりの楽しさが 自信につながる

「おり〜ぶ」では月6回、こころの病を持つ方と子育て中の母親や小学生が洋裁や手芸などの手仕事を通じて交流している。作った布ナプキンなどは販売もしており、作る喜びだけでなく、作った物が売れることで達成感も味わうことができ、自信を回復することができる。手仕事や共同作業は、人間誰しもが持っている個性を表現できる機会であり、得意とする能力、役割や居場所の発見につながる。

取材を終えて

スタッフの皆さんは誰もが口をそろえて「この人たちと一緒にできなかった」とおっしゃっていました。スタッフのつながりも強い「ほっとスペースおり〜ぶ」でした。

ほっとスペースおり〜ぶ
三木市緑が丘町中2-1-1
TEL 070-6667-7193
E-mail mail@ookina-ki.info

“地域の自慢”を生かした 福祉の「地域おこし」

～「水仙の里」をキャッチフレーズに課題に立ち向かう～



困り事相談や移動サービスは地域住民の生活の安心につながっている



地域交流ハウスでは定期的に交流会や健康講座を開催。誰でもぶらっと立ち寄れるところが魅力

ることができる。有償にするつもりで、気軽に頼むこともできる」と語る。

「地域おこし」という 新たなニーズへのチャレンジ

平成28年4月には、住民が気軽に交流したり、地区外の観光客も招きたいという気持ちから、明治末期の古民家を改修した地域交流ハウス「水仙の里」をオープンした。利用者との世間話の中から、いろんな課題やニーズの把握につながっている。

丸野代表は、「この場所から見える絶景を地域の外に広め、灘地区の住民との交流拠点にすることで、過疎が進む地域の活性化につなげたい。そして、いつまでも住民が暮らし続けることのできる地域であるため

に、住民が望むこと、できることからやっていきたい」と力を込める。

「小地域NPO」の特性を生かす

「灘水仙の里」のような地域密着のNPOの実践は、住民の支え合いを基盤として、「地域おこし」と福祉のまちづくりを融合できる点が強みである。

拠点づくりや支え合い活動など、今ある地域の資源を生かして、つなげていくことで、安心して暮らし続けられる地域になっていく。

過疎化が進む農山漁村の課題は全国共通かもしれないが、条件不利を逆手に取って住民同士で「支援(縁)」を創っていくことが、これからはますます大切になってくる。

取材を終えて

地域交流ハウスというワクワクする名称の拠点は、これから昔の農具の展示や宿泊施設として改装する予定とのこと。夢を実現していく地域づくりに注目です。

特定非営利活動法人灘水仙の里
南あわじ市灘円実307
TEL 0799-56-0932

取材当日は3人の当事者が手仕事に励んでいた。バンド活動をしている知り合いのためにステージ用のベストを作っていたAさんは、「こころでは自分の作りたいものを教えてもらえるので、楽しい」と笑顔で話してくれた。

「まずは楽しいこと、心がワクワクすること、ほっとすることをみんな考えながら細く長く続けていきたい」と代表の廣井さんは話す。おり〜ぶの木は「平和」や「やすらぎ」の象徴。「ほっとスペースおり〜ぶ」はその名のとおりにこころが休まり、温まることのできる居場所となっている。

学生の目線で 福祉業界を見る！ 福祉人材確保・定着力 向上研修を開催

「学生の就職活動の状況はどうなっているのか」「福祉職場に学生が求めることは何か」といった施設の採用担当者の疑問に答えるため、昨年度実施した「福祉人材確保・定着力向上研修」を基に、11月1日・7日に「福祉人材確保・定着力向上研修」を開催。姫路会場と神戸会場で開催し、約120名が参加した。

意識調査で分析に携わった関西学院大学人間福祉学部の石川久展教授による講義では、学生や進路指導教員から寄せられた意見から、雇用環境の改善に向けた意識改革を提起。続く教員らによる座談会でも、「求人票を学校に送るだけでは施設の特徴は伝わらない」「実習は進路選択の重要な機会。丁寧な指導を」など、福祉事業所への具体的な要望が語られた。

引き続き、県内外の先進的な実践報告の後に、自法人の取り組みと比較しつつ、改善に向けて取り組める



意識調査の結果を読み解く石川教授

ことをグループで検討した。研修を通じて、今働いている職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりが、人材確保におけるPRにもつながることを再確認する機会となった。

※調査報告書をご入力の方は、兵庫県福祉人材センター(TEL 078-271-3881)までご連絡ください。

「福祉サービスに関する 苦情解決セミナー」を 開催

11月14日、兵庫県福祉サービス運営適正化委員会は苦情解決セミナーを姫路市市民会館で開催し、約140名の参加があった。

歳末たすけあい 運動がスタート！

12月1日から歳末たすけあい運動が始まります。全国一斉に「つながり ささえあう みんなの地域づくり」のスローガンを掲げ、1カ月間募金活動が展開されます。募金は、新たな年を迎える時期のさまざまな福祉活動に活用されます。年末年始に地域の「つながり・ささえあい」を皆さんに実感してもら



える大切な募金です。地域を支える歳末たすけあい募金にご協力を願います。



市川町社協では、昨年末に日本の伝統工芸「しめなわ体験教室」を実施。参加者からは、「子どもの頃の懐かしい記憶を思い出した」「次の世代に伝えていきたい」との声があり、しめ縄作りで近所同士のつながり・支え合いを深めました。

企業等が「地域のためになる商品」をアピールしながら売上の一部を募金して地元の福祉活動を応援することが出来る「募金百貨店プロジェクト」。このたび、11月1日

募金百貨店プロジェクト 宍粟市初の募金百貨店



【対象商品】入浴大人一人利用につき2円の寄付
【協力加盟店】
●一宮温泉まほろばの湯
●波賀不動滝公園 楓香荘
●フォレストステーション波賀
●伊沢の里

11月30日の間、宍粟市内の5つの事業所にご協力いただきました。寄付金は、宍粟市共同募金委員会を通じて、ボランティア活動や地域の支え合い活動など宍粟市の地域福祉活動に役立てられます。



【対象商品】揚げかきもち1袋購入につき5円の寄付
【協力加盟店】
●道の駅みなみ波賀
（「道の駅はが」でも販売）

もっと知ろう！ 障害者差別のないまちづくり

明石市 進めよう！身近な地域における合理的配慮

明石市では、平成28年4月に「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(通称「障害者配慮条例」)」を制定。障害に対する配慮や理解が広がることを目指し、地域全体で差別解消の取り組みを進めている。

中でも、地域の商店や団体が合理的配慮の環境整備をするために必要な費用を助成する「合理的配慮の提供を支援する助成制度」が成果を挙げている。平成28年10月末で124件の実績がある。

- 【明石市内における合理的配慮の取り組み例】
- 商店の出入り口の段差を解消するスロープの設置
 - 飲食店等において点字メニューを作成
 - 飲食店や商店で交流するための筆談ボードの設置

市の担当者は、「障害者本人や地域の商店などから話を聞く中で、お互いに一歩踏み込んだコミュニケーションが必要だと改めて気付いた。この取り組みが交流のきっかけとなって、双方に意識の変化が芽生えてきている」と話す。身近な地域での取り組みが障害のある人もない人もお互いを理解し合い、安心して暮らせるまちづくりにつながっていく。

合理的配慮とは…障害者から意思の表明があった場合、社会的障壁を取り除くための配慮を行ったり、双方の建設的な対話等を通じたりして必要かつ合理的な範囲内で柔軟に対応を行うこと。

明石市福祉部 福祉総務課 障害者施策担当
TEL 078-918-5142 FAX 078-918-5133



スロープを設置した商店



講演「複雑多様化する苦情と疲弊する対応者」に共感の声

関西大学の池内裕美教授の講演では、苦情はまず「不快な思いをさせたこと」を謝罪する、ゆっくり話す、推察は控えるなどに加え、職員間のサービスの質・量のバラつきをなくす、いかなる問題も「記録」し情報共有を行う等の留意点が述べられた。さらに福祉従事者は、表情・声・態度で感情の演出が求められる「感情労働」によりストレスが起これやすく、対策として当事者が集まり体験を語り合う「グループ・ディブリーフィング」、苦痛体験時に自分に思いやりを向ける「セルフコンパッション」などを提唱。参加者からは「相談者心理がよく分かり業務に生かせる」等の意見があった。



今年も車椅子20台が、県内20施設に寄贈された

続いて、委員会委員の西野佳名子氏助言の下、県内施設の改善実践報告があり、参加者から「何が私の施設に足りないか参考になった」との声が聞かれ、苦情解決への意識を高める機会となった。

寄付・寄贈等のお礼

10月13日、兵庫県日産自動車(株)・日産但馬販売(株)の車椅子寄贈式が県福祉センターで行われた。

平成21年度より同社が進めてきた社会貢献活動「愛の車いすキャンペーン」による寄贈は6回目。延べ115台が福祉施設等で活用されている。

寄贈式では、寄贈先の県身体障害者支援施設協議会、県知的障害者施設協会に目録が贈呈され、寄贈者に吉本会長から感謝状を贈呈した。

助成金情報

福祉活動等に対する助成金の情報です。詳細は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

公益財団法人毎日新聞大阪社会事業団
2016年度公募福祉助成金

地域で福祉活動に取り組む民間団体や施設などに助成します。

対象 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、医療福祉などを行う民間団体
※対象地域の指定あり

助成額 1件上限50万円(総額200万円以内)

締切り 平成28年12月20日(火)必着

④ ⑤ 毎日新聞大阪社会事業団
TEL 06-6346-1180

URL http://www.mainichi.co.jp/osaka_shakaijigyoy/

近畿労働金庫
2016年度近畿ろうきんNPOアワード

子育て支援活動を進めるNPO法人やボランティア団体に助成します。

対象 近畿2府4県に主な事務所を置き、非営利の市民活動・ボランティア活動を行う、NPO法人と法人格のない任意団体

対象事業 平成29年4月1日～平成30年3月31日に日本国内で実施する事業(前年度からの継続分でも可)

【はばたきコース】

団体規模に関係なく新規プログラムに助成します。

助成額 大賞50万円(1団体)、優秀賞30万円(2団体)、奨励賞20万円(5団体)

【はぐくみコース】

地域で活躍する予算規模200万円以下の小規模団体に助成します。

助成額 はぐくみ賞10万円(4団体)

締切り 平成29年1月31日(火)必着

④ ⑤ 近畿労働金庫
TEL 06-6449-0842

URL <http://www.rokin.or.jp/>

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
第18回社会貢献基金助成

社会貢献活動を行う団体や社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に助成します。

対象 非営利組織(財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他任意団体、市民ボランティアグループ)、大学、研究機関(個人も可)

対象事業 研究助成事業、高齢者福祉事業、障害

者福祉事業、児童福祉事業、環境・文化財保全事業、国際協力・交流事業

助成額 1件上限200万円 ※研究助成事業は1件上限100万円(総額1,000万円)

締切り 平成29年2月28日(火)

④ ⑤ 一般社団法人冠婚葬祭文化振興財団
TEL 03-3596-0061

URL <https://www.zengokyo.or.jp/>

公益財団法人杉浦記念財団
第6回杉浦地域医療振興助成

医療従事者および介護福祉従事者等の多職種が連携して、「地域包括ケアの実現」「健康寿命の延伸」の推進に寄与する研究と活動に助成します。

対象 日本国内で研究または活動する個人、団体

助成額 研究分野1件上限300万円(総額1,500万円)、活動分野1件50万円(総額500万円)

募集期間 平成29年1月1日(日・祝)～2月28日(火)

④ ⑤ 公益財団法人杉浦記念財団
TEL 0562-45-2731

URL <http://sugi-zaidan.jp/>

研修・イベント

第10回全国校区・小地域福祉活動
サミットinおかげき・西三河

日時 平成29年1月21日(土)12:30～18:00

会場 岡崎市民会館

参加費 4,000円

締切り 平成28年12月10日(土)必着

④ 岡崎市福祉部福祉総務課総務企画班
TEL 0564-23-6851

⑤ 名鉄観光サービス株式会社 岡崎支店
TEL 0564-21-0720

URL <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

平成28年度地域の福祉力セミナー

日時 平成29年1月22日(日)9:50～15:30

会場 図書館交流プラザ1階ホール

参加費 5,000円

定員 250人

④ ⑤ 社会福祉法人全国社会福祉協議会
TEL 03-3581-7851

第16回近畿介護支援専門員研究大会
兵庫大会

日時 平成29年3月11日(土)13:00～17:20、3月12日(日)9:20～13:15

会場 ANAクラウンプラザホテル神戸

参加費 8,000円～※会員区分により異なる

締切り 平成29年2月17日(金)

④ 一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
TEL 078-221-4102

⑤ 東武トップツアーズ株式会社 神戸支店
TEL 078-221-1100

URL <http://www.hyogo-caremanet.com/>

行事予定

12月 3日 福祉の就職説明会 in 但馬・丹波・淡路◆神戸サンポーホール

6日 法人後見・市民後見推進研修◆三宮研修センター

7日 社会福祉援助基礎研修(Bコース)1日目◆県社会福祉研修所

8日 福祉のしごと職場見学バスツアー(神戸・阪神南コース)◆きりり保育園・エルホーム芦屋

8日・9日 生活支援コーディネーター養成研修◆兵庫県農業会館

9日 経営協 法人経営トップセミナー◆ANAクラウンプラザホテル神戸

14日 若年性認知症支援担当者研修◆兵庫県民会館

管理職研修(Bコース)1日目(2日目は22日)◆県社会福祉研修所

16日 コミュニティワーク専門研修◆県社会福祉研修所

17日 若年性認知症とともに歩むひょうごの会(地域会/学習会)◆尼崎市立すこやかプラザ

21日 県社協第246回理事会・第190回評議員会◆県福祉センター

26日・27日 相談面接技術職員研修 初級・Bコース◆県社会福祉研修所

1月 7日 平成29年新年福祉のつどい◆ANAクラウンプラザホテル神戸

10日～ 第19回介護支援専門員実務研修◆県社会福祉研修所ほか

18日 前頭側頭型認知症家族交流会◆県福祉センター

19日・20日 接遇・日常マナーリーダ研修◆県社会福祉研修所

25日 若年性認知症支援担当者研修(第2回)◆加西市民会館



芳醇な灘の酒と旬の味覚を 港町のきらめく夜景とともに

■利き酒セット ¥800 ■お料理 ¥700～ ※サービス料・税金込

36F レストラン&バー Level 36 "hiroba" Tel 078-291-1133

ANAクラウンプラザホテル神戸
www.anacrownplaza-kobe.jp



「生命保険見直し相談」

「毎回の保険料が高い」と感じていませんか？必要な保障は確保しながらも、保険料を見直す方法を保険のプロがお手伝い。相談は無料です。

相談
無料

お問合せ先：近畿ファミリー 0120-004-888